



1章

中央区緑の基本計画の枠組

1-1 計画の目的

緑の基本計画とは都市緑地法に規定する「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」で、緑地の保全と緑化推進に関する目標や施策、都市公園の整備や管理などの方針を定めたものです。

本区ではこれまで「中央区緑の基本計画」（平成 21（2009）年 3 月）に基づき、緑の創出や保全に向けたさまざまな施策に取り組んでまいりました。計画策定後 10 年が経過し、その間における地球温暖化の進行や緑・公園に関するニーズの多様化、さらには築地市場の移転や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など本区をとりまく社会状況は大きく変化しています。

一方で、平成 29（2017）年には都市緑地法や都市公園法など関連法令が改正され、公園の整備・維持管理に関する官民連携方策などが示されました。

こうした社会的変化や区内の緑化の状況などを踏まえ、緑の創出や保全の一層の推進を目的として、緑の基本計画を改定しました。

1-2 計画の位置付け

「中央区緑の基本計画」は、「中央区基本構想」（平成 29（2017） 6 月）および「中央区基本計画 2018」（平成 30（2018） 年 3 月）が示す公園や緑に関する方針・施策を補完するもので、区の関連計画や国および都の計画、方針とも整合を図るものとします。

図 1.1 中央区緑の基本計画の体系

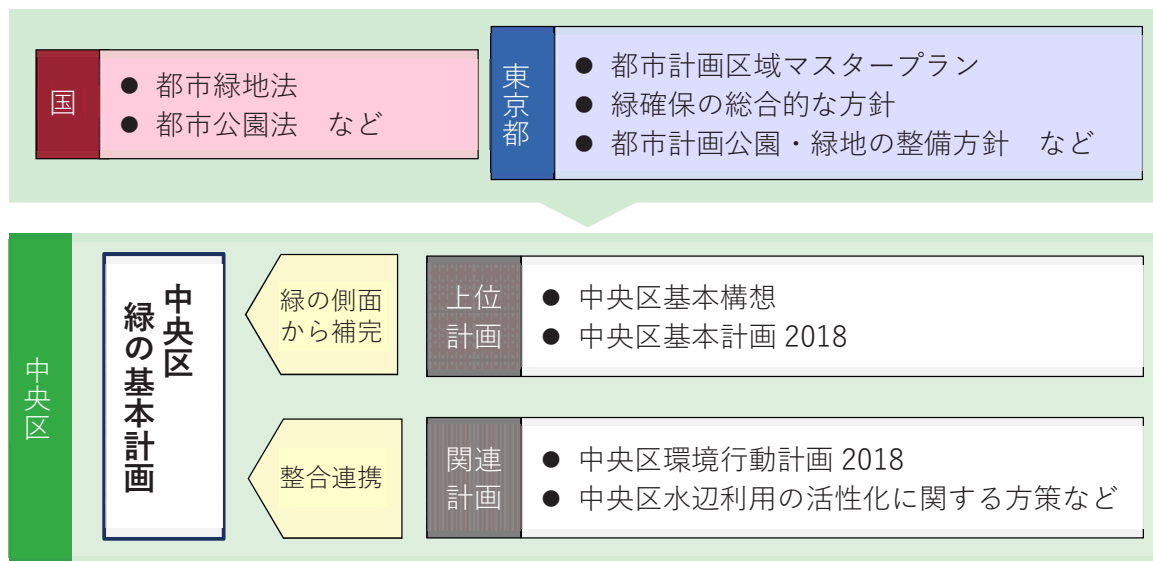


表 1.1 緑の基本計画に関連する主な計画・方針など

	名称	策定年月
中央区	中央区基本構想	平成 29 年 6 月
	中央区基本計画 2018	平成 30 年 3 月
	中央区環境行動計画 2018	平成 30 年 3 月
	中央区水辺利用の活性化に関する方策	平成 18 年 4 月
東京都	東京都長期ビジョン	平成 26 年 12 月
	東京都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針 <都市計画区域マスタープラン>	平成 26 年 12 月
	緑確保の総合的な方針（東京都・特別区・市町村）	平成 28 年 3 月
	都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町村）	平成 23 年 12 月
	環境基本計画	平成 28 年 3 月

1-3 計画の期間

計画期間は、平成 31（2019）年度から平成 40（2028）年度までの 10 年間とします。

2章

中央区の緑の現況と課題

2-1 中央区の緑の現況

(1) 緑被率

緑被率とは、区域面積に対し、上空から見たときの緑に覆われた部分（緑被地）が占める面積割合をいいます。なお、緑被地は樹木・草地・屋上緑地の3種類に区分できます。

平成29（2017）年度調査における本区の緑被面積は107.78ha、緑被率は10.7%です。昭和61（1986）年度から増加傾向にあり、平成16（2004）年度との比較では、緑被面積15.87ha、緑被率1.6ポイントの増となりました。また、樹木・草地・屋上緑地の全ての項目で緑被率は増加しています。主な要因としては、河川や運河沿いにおける都市公園の整備や、道路整備に伴う街路樹などの新規植栽、再開発事業による緑被地の創出や屋上緑地の整備などが挙げられます。

地区別に見ると、浜離宮恩賜庭園や明石町周辺、再開発事業に伴うオープンスペースの整備が進む晴海や佃地区などで緑被地が多く見られます。

なお、本計画の前回策定時（平成21（2009）年3月）における計画期間（平成30（2018）年度）の目標値である「緑被率12%」には達しておらず、引き続き着実に緑を増やす取組が必要です。

図 2.1 緑被の状況

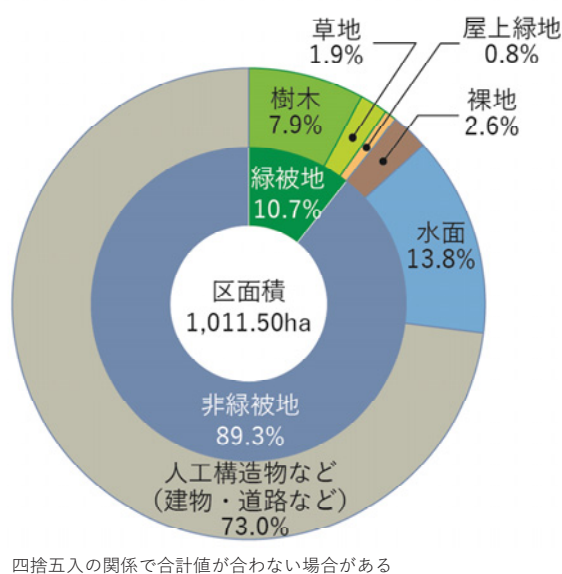


図 2.2 緑被の推移



図 2.3 緑被の分布状況（平成 29（2017）年度調査）

区 分	H16年度		H29年度	
	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
緑被地	91.91	9.1	107.78	10.7
樹木	70.00	6.9	80.23	7.9
草地	18.21	1.8	19.22	1.9
屋上緑地	3.70	0.4	8.33	0.8
非緑被地	914.49	90.9	903.72	89.3
裸地	5.58	0.6	25.88	2.6
水面			139.09	13.8
人工構造物等(建物・道路等)	908.91	90.3	738.75	73.0
区全域	1006.40	100.0	1,011.50	100.0

四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある

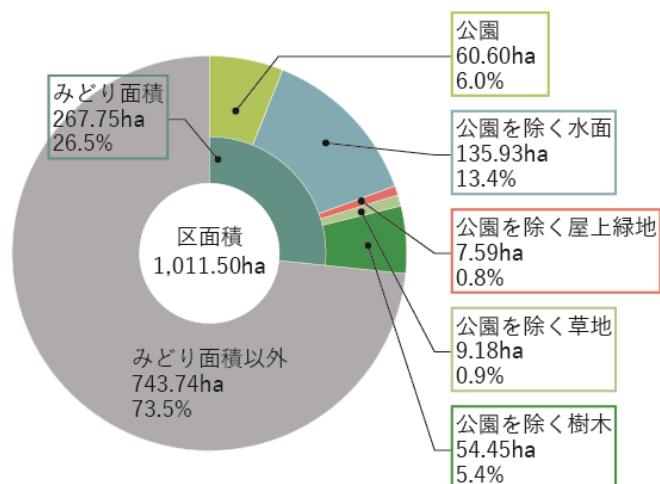


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号)29 都市基交著第 93 号

(2) みどり率

本区のみどり面積※は 267.75ha で、みどり率※は 26.5%です。みどり面積の内訳は公園を除く水面が 50.8%を占め、緑被地が 26.6%、公園が 22.6%となっています。

図 2.4 みどり面積の状況



区全体面積 (ha)	公園を除く緑被地面			公園を除く 水面 (ha)	公園 (ha)	みどり面積 合計 (ha)	みどり率
	樹木 (ha)	草地 (ha)	屋上緑地 (ha)				
1,011.5	54.45	9.18	7.59	135.93	60.60	267.75	26.5%
みどり面積に 占める割合	20.3%	3.4%	2.8%	50.8%	22.6%	100.0%	—

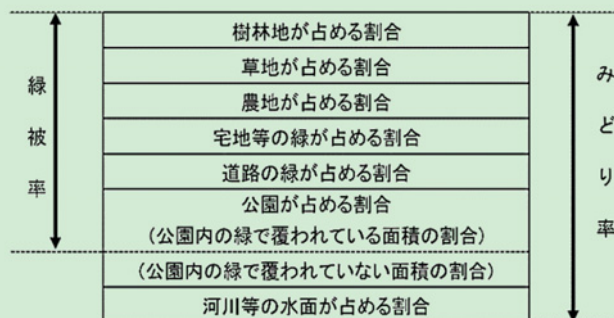
四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある

※みどり率・みどり面積とは

みどり率とは、「緑被率」に「河川等の水面が占める割合」と「公園内で樹木等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたもので、ある地域における公園の緑および水面面積（みどり面積）が占める割合を示します。

これらは、東京都における緑化の指標として使用されています。

本区においては、環境保全・レクリエーション・防災・良好な景観形成などの役割を持つ、公園・緑地・水面の量的な指標として捉えています。



出典：東京都「緑の東京計画」（平成 12 年 12 月）

(3) 緑視率

緑視率※とは、人の視野に占める緑の量の割合を示すものです。

平成 29（2017）年度は区内 50 地点で計測した緑視率の平均値は 39.5％でした。街路樹や接道する敷地に植え込みがある箇所などは緑視率が高く、歩道および街路樹が無い箇所は緑視率が低い傾向にあります。また、平成 16（2004）年度から継続調査を行った地点のうち、街路樹・植樹帯の新規整備や樹木の生長が見られた箇所などで緑の量が増加しています。

なお、本計画の前回策定時（平成 21（2009）年 3 月）における計画期間（平成 30（2018）年度）の目標値である「緑視率平均 50％」には達しておらず、沿道における緑の量を増やす取組が引き続き必要です。

図 2.5 緑視率調査箇所の主な事例

【緑視率の高い箇所】 (晴海一丁目 8)	【緑視率の低い箇所】 (日本橋茅場町二丁目 6)	【緑視率が増えた箇所】 (明石町 1)
		
緑視率 71.8％	緑視率 7.8％	緑視率 39.4％ (平成 16 年度調査) 街路樹と沿道の施設の樹木の生長により緑被率が 29.7 ポイント上昇しました。 緑視率 69.1％ (平成 29 年度調査)

※緑視率とは

緑視率とは「人の視野に占める緑の量の割合」を示すものです。

緑には日射を遮り都市の熱環境を改善するなどの機能のほか、うれしい感、安らぎ感が向上するなど快適性を高める心理的效果があると言われています。

緑視率が 25％以上になると、緑が多いと感じる人の割合が高くなる傾向にある、とする報告があります。



緑視率 25％程度の事例
(入船三丁目 緑被率 25.5％)

出典：国土交通省「都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査」（平成 17 年 8 月）

(4) 壁面緑化の状況

平成 29 (2017) 年度の調査では、区内の壁面緑化※は 316 カ所、15,039 m²が確認されました。一方、緑のカーテン※は 88 カ所、483 m²が確認されました。

図 2.6 壁面緑化・緑のカーテンの事例



久松小学校・幼稚園の
壁面緑化



民間施設の壁面緑化
(京橋三丁目)



月島区民センターの
緑のカーテン

※壁面緑化とは

建築物などの壁面を利用した木本類や多年生植物による緑化

※緑のカーテンとは

日差しを遮るためなどにネットなどに一年生のつる性植物などをはわせた緑化

(5) 公園の設置状況

本区の公園面積（区立公園・区立児童遊園・都立公園の合計面積）は 607,626.37 ㎡（平成 30（2018）年 4 月現在）で、平成 20（2008）年度からの 10 年間で約 32,000 ㎡増加しています。これは、朝潮運河親水公園や晴海臨海公園など運河沿いの護岸整備に伴う公園の新設などによるものです。

一方で、平成 30（2018）年 4 月現在の区民一人当たりの公園面積は、3.82 ㎡／人で、平成 16（2004）年度以降、定住人口の増加に伴い減少傾向にあり、中央区立公園条例に規定する基準値（5 ㎡／人）を下回っています。

図 2.7 公園面積および
区民一人当たり公園面積の推移

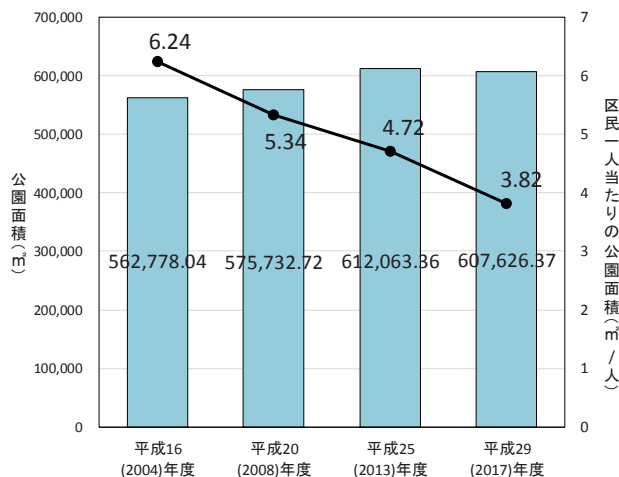


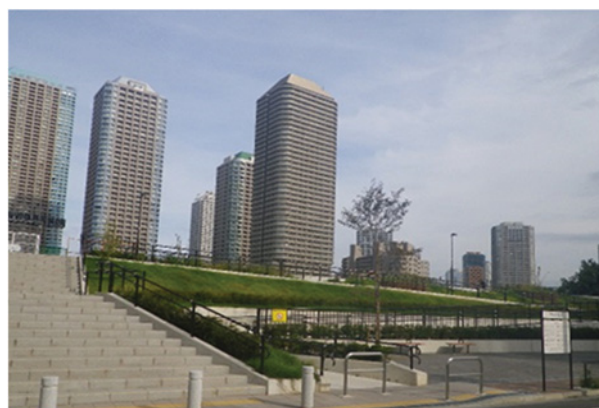
表 2.1 新たに整備した公園
(平成 21 年度～平成 29 年度)

公園名	面積 (㎡)	開園年月
朝潮運河親水公園	3,875.87	H21.12
晴海臨海公園	38,544.66	H24.4
本石町公園	616.93	H26.6
湊公園	1,600.98	H28.11
勝どき五丁目親水公園	1,670.79	H29.3
勝どき六丁目親水公園	669.75	H30.4
合計	46,978.98	

図 2.8 新設公園の事例

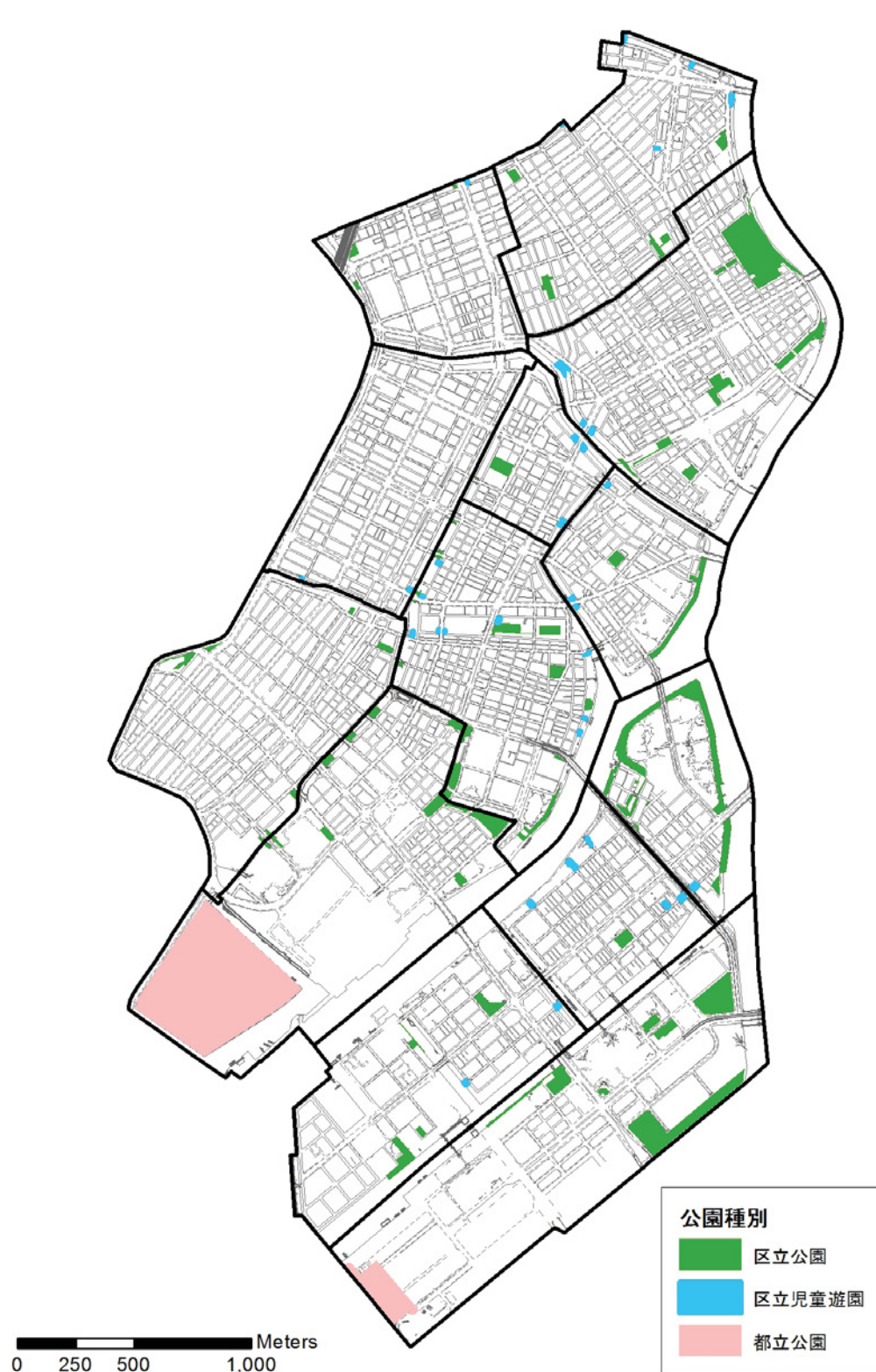


晴海臨海公園



湊公園

図 2.9 区立公園、区立児童遊園、都立公園の分布状況（平成 30（2018）年 4 月現在）



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号)29 都市基交著第 93 号

コラム：歴史から見た本区の公園・緑

●広小路

明暦3（1657）年に発生した明暦の大火以来、江戸の各所に火災の延焼を防ぐため、広幅員の街路による火除け地が作られ、広小路と呼ばれました。本区においては両国広小路や江戸橋広小路などがあり、常時はまちなかの広場として市場や芝居小屋などが設けられ、にぎわいを見せていました。

●坂本町公園

明治22（1889）年の市区改正条例により東京における最初の市街地小公園として開園しました。開園当初は樹木がうっそうとした風雅な涼亭を備えた和風庭園でしたが、関東大震災で焼失し、震災復興後は公園と小学校とが一体的に利用できる児童コーナーを設けた洋風の公園となりました。その後、東京大空襲で再び焼失しましたが、児童公園として改修を繰り返し現在に至ります。

●震災復興公園

大正12（1923）年の関東大震災後に、火災の延焼を食い止める緑地の機能、災害時の避難場所の確保などを目的として整備された公園を震災復興公園といいます。また、公園は小学校と一体的に整備され、校庭の延長、植物の教材園などの機能も持っていました。本区においては大公園として浜町公園、小公園として越前堀児童公園、蛸殻町公園、月島第二児童公園など11の公園が整備されました。

●浜離宮恩賜庭園

浜離宮恩賜庭園は代表的な江戸期の大名庭園で、現存する潮入り庭園の典型と言われています。承応3（1654）年に将軍家ゆかりの別邸が建てられ、その後明治維新を経て皇室の離宮となりました。戦後は東京都の所管となり、昭和27（1952）年には国の文化財保護法に基づく国の特別名勝、特別史跡に指定されています。

●^{よくおんえん}浴恩園

現在の築地市場跡地には、江戸期には寛政の改革を押し進めた老中松平定信の下屋敷があり、桜と紅葉が美しい潮入り庭園「浴恩園」が広がっていました。園内には名桜が集められ、画家谷文晁がそれら124種にのぼる品種を写生した「浴恩園桜譜」は今日にも伝えられています。明治期になり、幕藩体制の崩壊で浴恩園を含む多くの大名庭園が荒廃しましたが、これらの庭園から桜の逸品を収集していた植木職人高木孫右衛門が、当時幾度も洪水を引き起こしていた荒川堤に桜を提供し植えられたことから、荒川堤は花見の名所として人々に親しまれました。

出典：江戸東京博物館友の会会報第78号・第94号 日米さくら交流のふさと「荒川堤の桜」（日米さくら交流100周年記念事業実行委員会編）



江戸浴恩園全図 国立国会図書館所蔵
出典：日米さくら交流のふさと「荒川堤の桜」
（日米さくら交流100周年記念事業実行委員会編）

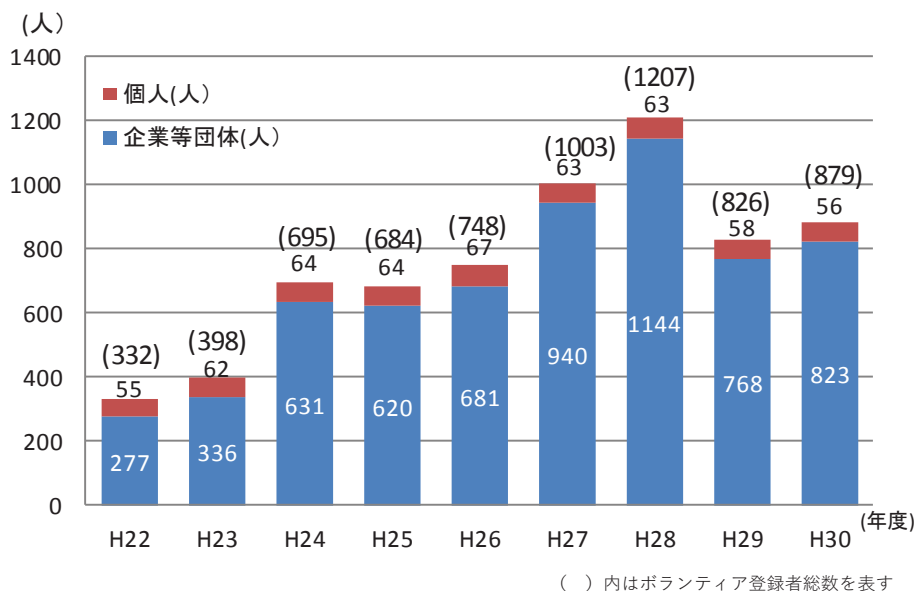
(6) 緑のボランティアによる活動状況

本区では、公園や植物などへの愛着心の醸成や地域コミュニティの形成を目的として、「緑のアダプト活動実施要綱」(平成 22 (2010) 年 3 月)に基づき、地域住民や事業者などボランティアによる公園・緑地帯・街路の花壇の草花管理や清掃活動などが行われています。

ボランティア登録者数を見ると、個人ボランティアは毎年 50 人から 70 人程度です。

一方、企業など団体登録者数は近年の CSR※の高まりなどにより、概ね増加しています。なお、平成 29 (2017) 年度に比較的大きく減少していますが、これは登録人数が多い企業や団体が登録を抹消したことなどによるものです。

図 2.10 ボランティア登録者数の推移



※CSR とは

Corporate Social Responsibility の略で、企業の社会貢献活動などを意味します。

(7) 主な施策の実施状況

本計画の前回策定時（平成 21（2009）年 3 月）に掲げた基本方針に対する主な施策の実施状況を以下に示します。

表 2.2 主な施策の実施状況

緑の基本計画（平成 21（2009）年 3 月） 基本方針	主な実施内容（平成 21（2009）年度～平成 29（2017）年度）
まちづくりとともに 緑とオープンス ペースの拡充を図 ります	・晴海臨海公園、朝潮運河親水公園などの新設（約 4.7ha） ・老朽化した公園の改修（20 カ所） ・街角広場の整備（13 カ所） ・災害時の対応として、かまどベンチやソーラー照明灯、災害対応型公衆便所などの設置 ・水生生物などの生息を目的としたビオトープの設置 ・新緑や紅葉、花・実の美しい街路樹（オカメザクラ、ハナミズキ、イロハモミジなど）の植栽 ・街路樹（高木）に加え中低木植栽や緑化フェンス設置によるボリュームある街路緑化の整備 ・壁面緑化や屋上緑化などによる公共施設の立体的な緑の整備
水と緑のネットワ ークを形成します	・隅田川スーパー堤防などの工事に合わせた水辺に向けた公園整備（中洲公園、月島三丁目児童遊園、湊公園など） ・運河の護岸整備に合わせた公園の新設（晴海臨海公園、朝潮運河親水公園など） ・亀島川や日本橋川などにおける緑道や護岸緑化の整備
緑の質の充実を図 ります	・四季の草花の見所となる花壇の設置・管理（浜町公園、石川島公園、築地川銀座公園） ・倒木など可能性のある危険木の早期発見を目的とした街路樹健全度診断の実施
緑のパートナーシ ップを築きます	・緑のアダプト活動実施要綱に基づくボランティア活動を支援する仕組みづくり ・「中央区の森」で発生した間伐材を公園などのベンチに活用 ・「水と緑の情報ギャラリー」などの緑のボランティア活動拠点の設置 ・「水とみどりのふれあいマップ」「緑化助成の手引き」など緑に関する普及・啓発に向けたパンフレットの配布

※施策の実施状況詳細は資料編 3 に掲載

コラム：「中央区の森」

●「中央区の森」の目的

森林は、地球温暖化の原因となる CO₂ を吸収するという大切な役割を担っています。しかし東京都内にある森林の一部は、適切な管理が行われないまま荒廃が進み、その存続が危ぶまれています。本区では、行政区域を越えた広域的な視点からの地球温暖化対策推進事業として、このような森林を荒廃から守り、育てるため、東京都西多摩郡檜原村において平成 18（2006）年 10 月から「中央区の森」事業を 3 地区で実施しています。

●「中央区の森」の活動

数馬地区では、NPO 法人里山再生塾が実施する間伐、下刈などの森林保全活動の支援を行っています。南郷地区では、植樹後手入れがされず荒れていたスギやヒノキを伐採し、コナラやモミジ、ヤマザクラなどの広葉樹を植樹することで自然豊かな森への復元を目指しています。最も新しい矢沢地区では、平成 31（2019）年度から森林保全活動を開始し、間伐、植樹などを行い、自然豊かな森への復元を目指します。



●「中央区の森体験ツアー」や区内事業者などの森林保全活動の支援

本区では、区民や在学・在勤の方を対象に間伐や炭焼きなどの森林保全活動を行う「中央区の森体験ツアー」や、親子で自然とふれあいながら環境について学べる「中央区の森親子自然体験ツアー」を実施しています。また、「中央区の森」における森林保全活動への協力を希望する区内事業者・団体に対し、バスの借上げ費用および森林保全活動の指導に係る費用の一部を助成しています。

●間伐材の活用

森林保全活動によって発生した木材を、区施設の内装材やベンチなどに活用するほか、区立環境情報センターなどで開催しているイベントで工作体験、遊具体験などを行っています。

(8) 区政世論調査結果の概要

平成 30（2018）年 5 月に実施した「中央区政世論調査」における緑・公園などに関する調査結果の概要を以下に示します。

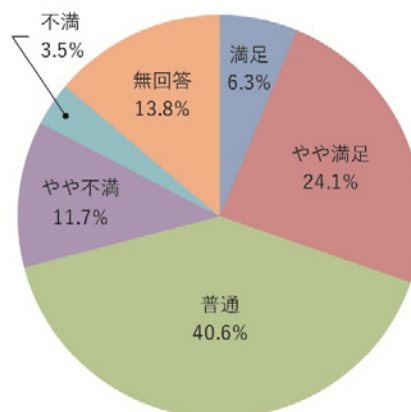
【調査概要】

- 調査対象：本区に居住する満 18 歳以上の男女個人（外国人区民を除く）
- 対象者数 2,000 名、うち 1,056 名から回収

【結果概要】

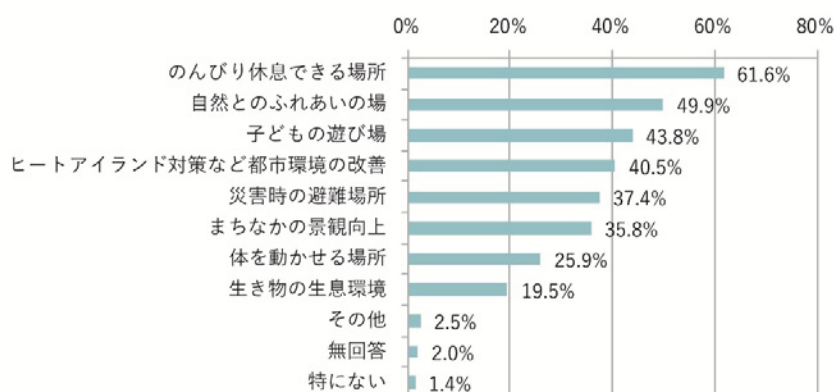
① 公園・緑地・水辺の整備に対する満足度

- 「満足」6.3%、「やや満足」24.1%



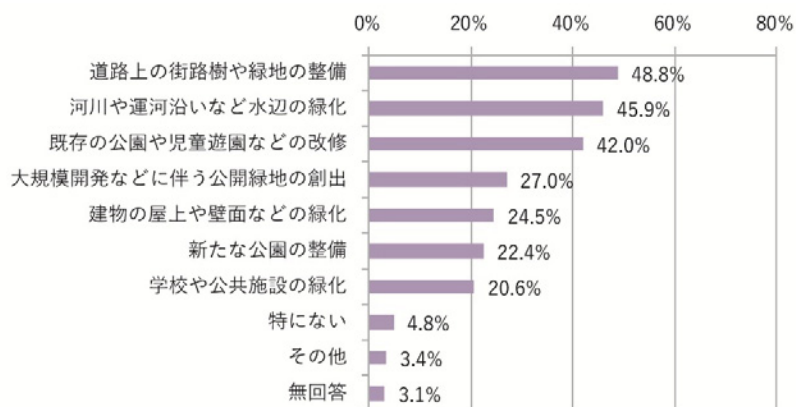
② 公園や緑に望む役割

- 「のんびり休息できる場所」が 6 割を超えて最も高い。
- 次いで、「自然とのふれあいの場」（49.9%）、「子どもの遊び場」（43.8%）、「ヒートアイランド対策など都市環境の改善」（40.5%）など。



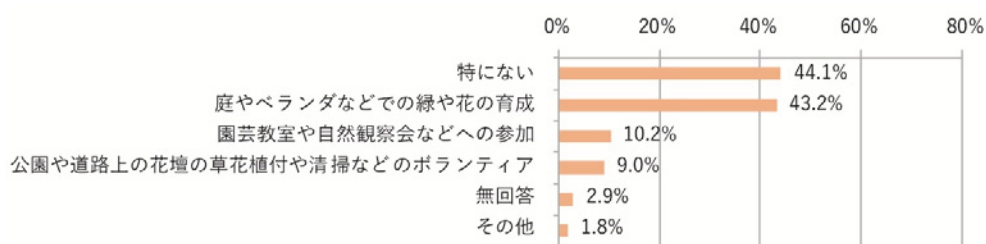
③ 区に望む緑のまちづくり

- 「道路上の街路樹や緑地の整備」が5割近くで最も高い。
- 次いで、「河川や運河沿いなど水辺の緑化」(45.9%)、「既存の公園や児童遊園などの改修」(42.0%) など。



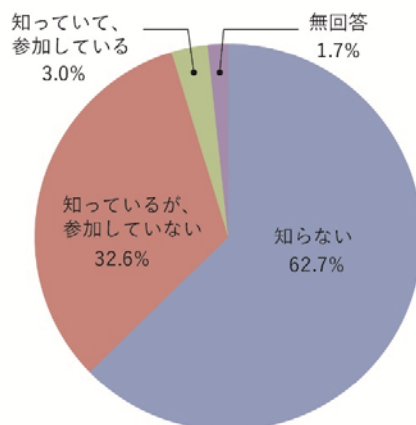
④ 緑に関し行っていることや興味

- 「特にない」が最も多く 44.1%、次いで「庭やベランダなどでの緑や花の育成」が 43.2%
- 「公園や道路上の花壇の草花植付や清掃などのボランティア」は 9.0%



⑤ ボランティア活動への参加状況

- 公園や道路上の花壇管理や清掃などのボランティア活動への参加状況は、「知らない」が 62.7%で最も多く、「知っている、参加している」は 3.0%



2-2 中央区の社会状況

(1) 人口の状況

① 総人口 162,502 人（平成 31（2019）年）

本区の人口は、定住人口回復策により平成 10（1998）年から次第に増加し、平成 18（2006）年には長年目標としてきた「定住人口 10 万」を達成しました。さらに、平成 29（2017）年には 55 年ぶりとなる定住人口 15 万人を記録しています。

なお、外国人人口は平成 27（2015）年以降、増加が続き、平成 31（2019）年 1 月 1 日現在 7,651 人、本区の総人口の約 4.7%を占めています。

② 昼間人口 昼間人口 608,603 人、昼夜間人口比率 431.1（平成 27（2015）年）

昼間人口は 608,603 人、昼夜人口比率（夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合）は 431.1 と全国でも屈指の高い水準となっています。

一方で近年は、区の各種施策をはじめ、マンション開発などが進み定住人口が増加していることなどから、昼夜間人口比率は減少しています。

③ 年齢構成 生産年齢人口 116,259 人（71.5%）（平成 31（2019）年）

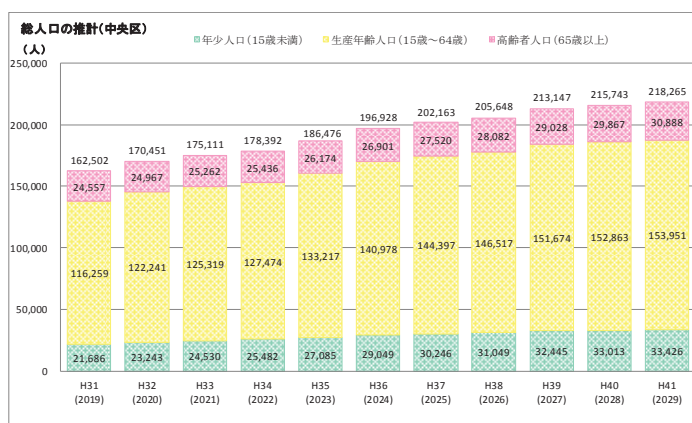
年齢別の人口は、平成 31（2019）年 1 月 1 日現在、生産年齢人口（15～64 歳）が最も多く 116,259 人（71.5%）、次いで高齢者人口（65 歳以上）24,557 人（15.1%）、年少人口（15 歳未満）21,686 人（13.3%）となっています。

一方、平成 29（2017）年の出生数は 2,079 人でした。本区の出生率は、平成 17（2005）年頃より上昇傾向となり、平成 28（2016）年の出生率 1.44 は東京都平均を超え、全国と同率となっています。

④ 将来人口

本区における今後の住宅開発計画や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会による人口増加の見込みを踏まえた人口推計によると、当面増加傾向が続き、平成 41（2029）年には 218,265 人に達すると想定しています。なお、地域別では住宅開発などが進む月島地域の人口が大きく増加し、区全体の 50%を超えると見込んでいます。

図 2.11 将来人口推計



出典：中央区「中央区将来人口の見通しについて 平成 31（2019）年 1 月推計」

表 2.3 地域別年齢区分別人口推計

項 目	平成31年 (2019)	平成36年 (2024)	平成41年 (2029)
総人口（人）	162,502	196,928	218,265
地域別人口構成比	京橋	23.7%	22.2%
	日本橋	30.6%	28.3%
	月島	45.7%	49.5%
年齢区分別人口	年少人口 (15歳未満)	13.3%	14.8%
	生産年齢人口 (15～64歳)	71.5%	71.6%
	高齢者人口 (65歳以上)	15.1%	13.7%

四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある

(2) 中央区を取り巻く環境の変化

① 築地市場の移転

築地市場は、平成 30（2018）年 10 月 6 日に営業を終え、10 月 11 日には豊洲市場が開場しました。本区においては、平成 28（2016）年 11 月に市場移転後のにぎわいの核となる施設「築地魚河岸」をプレオープンするとともに、平成 30（2018）年 10 月 1 日からはグランドオープンしています。

築地市場跡地の再開発に当たっては、東京のさらなる発展につながるよう、都と区が連携して取り組んでいきます。また、築地場外市場が食文化の拠点としての活気とにぎわいを将来にわたって確実に引き継いでいけるよう支援を行っていきます。

② 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

晴海地区に整備が進められている東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村は、開催後には 5 千戸以上の分譲・賃貸住宅の再整備が行われ、約 1 万 2 千人もの人口増加が見込まれています。東京 2020 大会のレガシーとして、将来を見据えた良好なまちづくりの契機と捉え、晴海地区全体がにぎわいと活気に満ちた魅力あるまちとなるよう、公共・公益施設などの整備・充実が求められています。

③ 日本橋川の再生と景観整備

地元のまちづくり検討組織とともに日本橋上空の首都高速道路の移設撤去や日本橋川の再生に向け、国や東京都と連携を図りながら、日本橋川沿いの再開発事業など水辺空間の魅力を活かしたまちづくりを促進します。

④ 銀座と築地をつなぐ新たな都市空間の創出

建設後 50 年以上が経過し、老朽化が進む首都高速道路都心環状線築地川区間の更新と合わせた沿道のまちづくりの機会を捉え、首都高掘割区間の蓋かけにより、銀座と築地をつなぐ、快適で良好な新たな都市空間の創出について検討します。

2-3 課題の整理

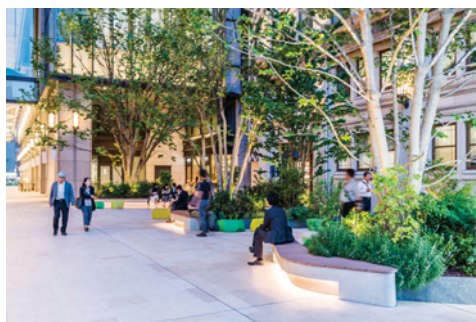
本区ではこれまで、公園や街路樹、河川・運河など水辺の緑化整備や、民間施設の緑化の支援、緑に関する啓発活動などにより、緑の拡大・充実を図ってきました。これまでの施策の達成状況や緑の現況、区民の意識、緑を取り巻く環境変化などを踏まえ、主な課題を次のとおり整理しました。

- ① 緑の量のアップ
- ② 区民一人当たりの公園・緑地の十分な確保
- ③ 大規模開発などを活用した緑・オープンスペースの確保
- ④ 歴史性や地域性を踏まえた水辺の緑化整備
- ⑤ 中央区に求められる「緑の機能」の充実
- ⑥ 多様化する公園ニーズへの対応
- ⑦ 区民や事業者、NPO などによる緑化活動の後押し

① 緑の量のアップ

- 商業ビルやマンションが立ち並ぶ本区における貴重な緑の一端を担う屋上・壁面緑化について、量的拡大を図ると同時に、都市環境改善や利用者のアメニティ向上に資する良質な緑化を推進する必要があります。
- 緑豊かな風格ある街路景観の形成に向け、街路樹や緑道などによる街路整備を進めるとともに、健全な樹木の生育を促す維持管理を行う必要があります。
- 区民や事業者による身近な緑を増やす取組に対する支援の一層の充実を図るため、改善策の検討が必要です。

図 2.12 民間商業施設の緑化の事例



京橋エドグラン



GINZA SIX ガーデン

② 区民一人当たりの公園・緑地の十分な確保

- 住宅開発などに伴う人口増加が今後も続くと思込まれる一方で、都心機能の集中により高度な土地利用が進み、新たな緑地整備のための土地の確保が難しい本区では、河川や運河沿いの護岸などを利用した公園・緑地の創出に加え、公共および民間施設の緑化など、あらゆる施設において公園・緑地の創出を図る必要があります。
- 民間施設の緑地の整備に対する指導や支援策について、充実を図る必要があります。

③ 大規模開発などを活用した緑・オープンスペースの確保

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会選手村跡地や築地市場跡地、日本橋川の再生と景観整備、首都高速道路上部の都市空間の創出など、今後のまちづくりの大きな転換を踏まえ、緑やオープンスペースの確保を積極的に推進し、緑のネットワークの充実を図る必要があります。

図 2.13 大規模開発事例



出典：東京都「東京都 2020 大会後の選手村におけるまちづくりの整備計画について」

④ 歴史性や地域性を踏まえた水辺の緑化整備

- 江戸時代には、舟運が交通の中心的な役割を担っており、河岸など水辺を拠点に文化・商業・情報の中心地としてにぎわいを見せました。現在も本区の水域の割合は、区全体面積の約 18.3%に達しています。このように「水の都」と呼ぶにふさわしい特性を踏まえ、にぎわいの復活も視野に入れた緑豊かな水辺環境の整備を推進する必要があります。

コラム：中央区の水辺の歴史

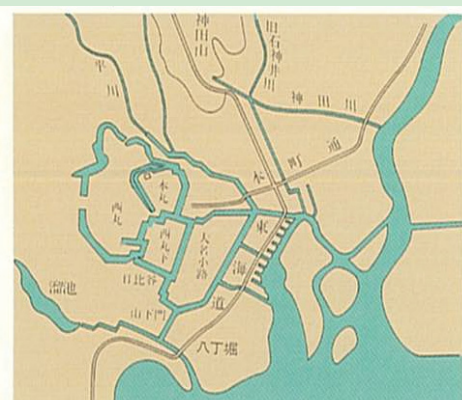
●水辺の変遷

本区の大部分は江戸時代以降の埋め立てによってつくられた土地です。江戸時代から現代に至るまで、水辺の形状と取り巻く環境は大きな変遷を遂げてきました。

【江戸の水辺の変遷（1590年頃～1640年頃）】



1590年頃



1610年頃



1640年頃

出典：（財）リバーフロント整備センター
「川と風土 望ましい河川像を求めて」

江戸時代

- 江戸時代以前は入り江の周囲に広がるヨシやスキの原野
- 江戸時代以降、河川は重要な水運の拠点としてにぎわい空間を形成
- 「江戸前の海」として水産業も繁栄



戦前 明治

- 引き続き交通の骨格軸として水辺空間を活用
- 新佃島、月島、勝どき、晴海などが埋立により誕生



戦後 経済成長期

- 戦後の復興事業に伴う水路の埋め立てや社会環境変化に伴う水運の衰退、水質悪化
- 防潮堤の築堤による水辺との断絶



現代

- 下水道普及に伴う水質の改善と生物相の回復
- スーパー堤防などによる緑地の整備
- 水辺の自然環境、親水性やレクリエーション機能の向上など、都市の貴重なオープンスペースとしての活用の機運の高まり

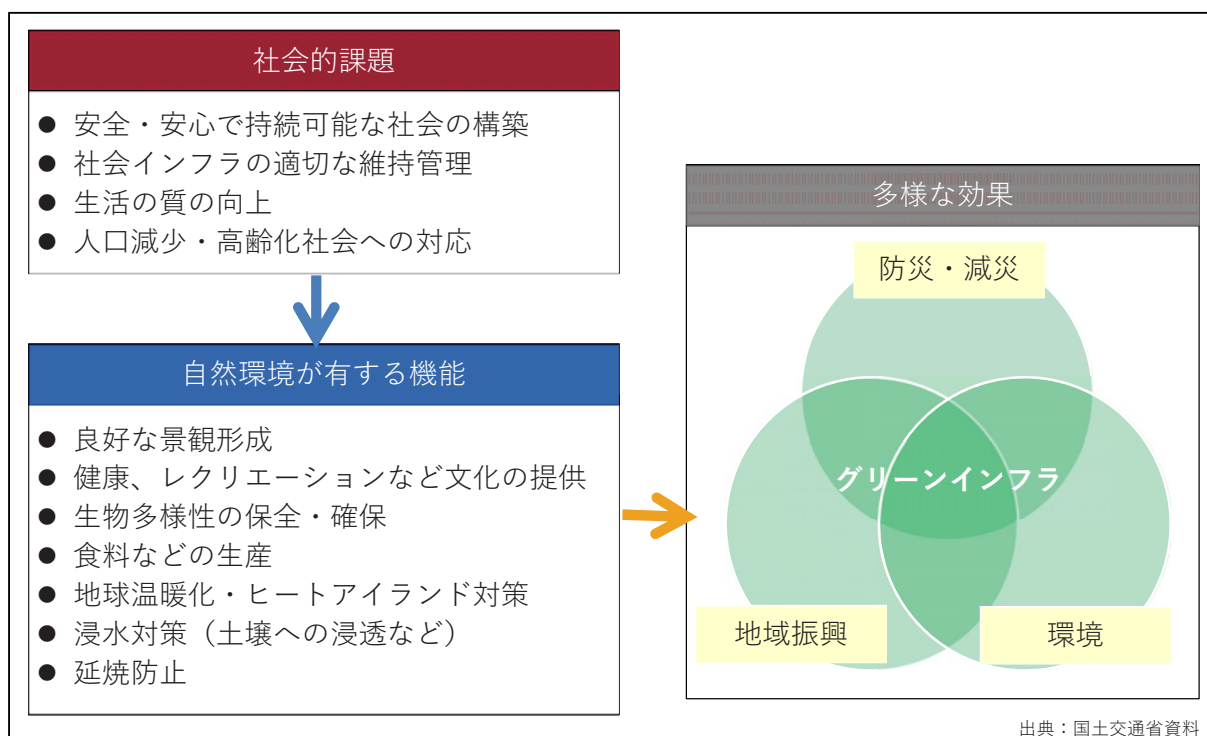


幕末に築かれた石川島灯台を
復元したモニュメント（佃公園）

⑤ 中央区に求められる「緑の機能」の充実

- グリーンインフラとは社会的な課題に対して、都市の緑を含む自然環境が有する多様な機能を活用するという考え方です。
- グリーンインフラ機能（緑の多面的な役割）に着目した緑地の整備や維持管理を推進していく必要があります。

図 2.14 グリーンインフラとは



⑥ 多様化する公園ニーズへの対応

- 都市公園法および都市緑地法の改正（平成 29（2017）年 6 月）など官民連携による公園利用の活性化の促進に向けた社会的動向を踏まえ、公園に対する区民のニーズなどにも配慮した、効果的で効率的な公園マネジメントの在り方を推進する必要があります。
- 公園利用者のニーズや地域の要望を聞きながら、公園機能の充実や利便性の向上に向けた改修整備が求められています。
- 公園施設などのバリアフリー化に加え、本区の国際的な商業・観光都市としての側面も踏まえた、誰もが使いやすい公園整備が必要です。

図 2.15 都市公園法・都市緑地法などの改正（平成 29（2017）年 6 月）の概要



出典：国土交通省資料

⑦ 区民や事業者、NPO などによる緑化活動の後押し

- 本区全域において、ボランティアや NPO による緑化や環境保全に関する活動、花壇管理や清掃などが活発に行われています。これら活動のさらなる充実を促進するため、各団体や行政間の連携をより深めるとともに、プロアクティブ・コミュニティ※の確立に向けた取組の推進が必要です。
- 「水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち」(「中央区基本構想」(平成 29(2017)年 6 月) および「中央区基本計画 2018」に掲げる基本政策) の実現に向け、おもに子どもたちを中心とした緑と触れ合う場の提供が必要です。

図 2.16 ボランティアによる活動事例(花壇の花植え)



築地川亀井橋公園



あかつき公園

※プロアクティブ・コミュニティとは

プロアクティブ・コミュニティとは、「自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会」をいいます。「中央区基本構想」(平成 29(2017)年 6 月) および「中央区基本計画 2018」における本区の将来像の実現に向けた基本的な方向性の中で、多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立を掲げています。